

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 吹浦） 第 1 水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	5	12	2
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出される	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.1	0.2	0.2	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.1	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	0.05	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	9.5	8.6	8.4	8.7
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	0.018	0.009	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6.8	6.8	6.7	7.1
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	58	48	45	49
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	100	92	82	100
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.3	7.1	7.2
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	1.5	1.7	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	0.3	0.6	<0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 吹浦）第 1 水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	1	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				18.8	19.7	19.3	20.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 吹浦） 第2水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	44	10	3
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.2	0.2	0.2	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.11	0.1	0.13	0.13
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチン及びトランス-1, 2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.06
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	0.07
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	10	9.4	10	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.1	7.2	7.3	7.2
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	58	53	57	56
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	110	100	110	120
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.5	7.8	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	2.3
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	1.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 吹浦） 第2水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.9	22.3	23.4	19.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 吹浦） 第3水源 浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	13	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出される	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1.1	1.2	1.4	1.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	7.4	7.8	7.7	8
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6.5	7.4	6.9	7.8
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	39	40	45	42
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	78	90	87	93
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.1	7.1	7.2	7.2
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 吹浦） 第3水源 浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				18.7	22.6	19.1	22.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央） 第 1 水源 浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	41	5	6	13
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1.1	1.9	1.1	1.4
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	7.7	8.4	7.5	7.9
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	8.1	9.1	7	9.3
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	45	55	45	50
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	86	98	84	100
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.2	7.3	7.3	7.1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央）第 1 水源 浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	1	0	1
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				22.1	20.9	25.4	21.7

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央） 第2水源 浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	15	28	19	33
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1.4	1.8	1.4	1.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.1	0.1	0.09	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	7.5	7.5	7.5	7.7
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.6	8.1	6.9	9.2
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	59	61	63	64
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	100	110	100	120
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.2	7.4	7.3	7.2
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央）第2水源 浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				23.3	22	24	22.4

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央） 第3水源 湧水（トンネル）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	10	9	1	55
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.004	0.005	0.005	0.005
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.12	0.12	0.11	0.11
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	9.7	9.7	9.7	9.8
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	0.007	<0.005	0.006
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.9	8.1	7.6	8.2
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	110	110	100	95
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	160	150	160
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	8	8.1	8.1	8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央）第3水源湧水（トンネル）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				19.8	19	19.3	19.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央） 第4水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	0	49
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.002
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1.2	1.2	1	0.9
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.1	0.09	0.09	0.1
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	11	11	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.007
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	8.4	8.5	8.1	8.6
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	51	52	54	49
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	120	110	110	100
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.9	7.8	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央）第4水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				19.7	20.2	19.5	20

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央） 第7水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	69	85	24	110
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.2	0.3	0.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	0.05	0.2	0.05	0.24
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	0.11	0.05	0.14
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	8	7.5	7.9	7.9
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.3	8.8	7.3	9.9
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	36	31	33	33
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	76	68	73	80
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.4	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.5	7.5	7.4
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	3.8	4.6	3.3	6.8
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.5	0.8	0.5	1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（鶴見中央 中央） 第7水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.4	21.2	24.1	26.3

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（中越浦）第2水源湧水（トンネル）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	24	250	≧300	≧300
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出される	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.003	0.004	0.003	0.003
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.14	0.14	0.14	0.13
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	0.02	0.04	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	15	14	14	14
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	13	13	13	15
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	100	94	100	89
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	160	180	170
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	8.1	8	8	8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	0.3	0.2	<0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（中越浦）第2水源湧水（トンネル）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	6	15	2
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				19.5	20.3	21	21.4

施設名 佐伯市上水道（鶴見）

水質区分 原水

採水地点 （梶寄浦） 第 1 水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	>=300
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.17	0.17	0.18	0.19
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	0.11	0.1	0.13	0.61
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	22	22	22	21
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	0.16	0.15	0.15	0.15
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	33	32	32	30
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	91	91	92	95
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	180	180	190	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	8.2	8	8	8.1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.1	1.1	1.4	5.6
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	0.1	2.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（梶寄浦）第1水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				19.4	19.1	19.1	20

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（梶寄浦）第2水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	4	12	14	3
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.4	<0.1	0.3	0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.12	0.13	0.12	0.14
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチン及びトランス-1, 2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	0.02	0.03	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	0.11	0.32	0.65	0.08
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	21	21	21	22
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	0.042	0.05	0.044	0.074
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	30	29	28	34
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	73	87	75	84
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	160	170	170	190
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.4	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.9	8.2	7.9	8.1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.4	4.6	7.4	2.6
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.2	1.4	1.9	0.7

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（梶寄浦）第2水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	1	1	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				22.5	20.4	19.4	24.3

施設名 佐伯市上水道（鶴見）

水質区分 原水

採水地点 （大島・丹賀浦） ワルサ川水源 表流水（ダム）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	190	170	>=300	>=300
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	0.007	<0.004	0.006	0.005
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.5	0.1	0.8
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	0.06	0.05	0.06	0.15
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	0.2	0.04	0.13	0.29
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	17	13	16	13
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	0.064	0.014	0.13	1.5
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	25	17	25	22
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	37	20	34	28
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	94	74	97	95
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	0.000002	<0.000001	0.000009	0.000003
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	0.000006	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	1.5	0.9	1.4	1.2
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.2	7.3	7.4	7.4
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常あり	異常あり	異常あり	異常あり
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	11	4.9	13	18
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	3.2	1.3	3.1	5.5

施設名

佐伯市上水道（鶴見）

水質区分

原水

採水地点

（大島・丹賀浦）

ワルサ川水源

表流水（ダム）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				3	0	54	29
追加		クリプトスポリジウム					0	0	0
追加		ジアルジア					0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				17.8	21.4	15	23.6

施設名

佐伯市上水道（鶴見）

水質区分

原水

採水地点

（大島・丹賀浦）大川水源 表流水（ダム）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	180	>=300	>=300	>=300
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出される	検出される	検出される
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	0.007	0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.1	0.4	0.1	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	0.25	0.07	0.12
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	0.09	0.22	0.37	0.15
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	17	15	16	17
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	0.09	0.11	0.65	0.067
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	23	21	21	29
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	39	23	37	32
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	110	95	99	110
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	0.00001	0.000005	0.000096	0.000002
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	0.000013	0.000004	0.000055	0.000003
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	1.5	1.2	1.4	1.6
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.3	7.1	7.2	7.5
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常あり	異常でない	異常あり	異常あり
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	9.4	15	13	12
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	1.6	3.6	3.4	4.7

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分原水

採水地点（大島・丹賀浦）大川水源表流水（ダム）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				4	4	21	39
追加		クリプトスポリジウム					0	0	0
追加		ジアルジア					0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				26.7	20.5	28.5	24